

明治初期の金管楽器製造について

——国立公文書館アジア歴史資料センター所蔵文書の分析を中心に——

奥中 康人

文化政策学部 芸術文化学科

本稿は、明治初期における日本製の金管楽器製造がいつ始まったかを明らかにすることを目的としている。従来は、『いろは新聞』の記事（あるいは石井研堂の『明治事物起源』を根拠として、明治十七年に初めて国産のラッパが大阪で製造された、という、檜山陸郎の主張が信じられてきた。しかし、国立公文書館のデジタルアーカイブ、アジア歴史資料センターの膨大な史料等を分析することによって、遅くとも明治四年には試作品が提供され、明治五年になると国産の英式・仏式ラッパが製造されていたことが明らかになった。

はじめに

西洋楽器、とくに管楽器、金管楽器の製造が、日本でいつ始まったのかという疑問に対しては、檜山陸郎（一九一六～一九九九）が、ラッパを例として、

【一】

そのラッパも、はじめはすべて輸入品であったが、「従来から軍隊にて用ひし喇叭は、舶来ばかりなりしが、明治十七年十月、大阪砲兵工廠にて試製す、音声其外とも、敢て舶来品に譲らざる故、以後は、総て同廠にて製造すること、十月十八日〔いろは〕に見ゆ。これまでは、かかる単純の物までが、舶来品ならざれば不可とせりき」ということである。

と述べる『楽器業界』（一九七七）の一節が紹介されることが多い。つまり、それまでラッパは輸入品ばかりであったが、明治十七年十月に大阪砲兵工廠で軍隊ラッパが試作され、その後、本格的に製造するようになった。それが国産西洋管楽器の起源だといふ。

檜山は、音楽史研究者ではないが、昭和三十八年に創刊し、自ら編集や

執筆もしていた楽器業界の業界誌『ミュージックトレード』（ミュージックトレード社）で、楽器産業の歴史にかかわる記事を数多く掲載するなど、この分野について深い関心をもっていた。そのような人物が著した『楽器業界』は、日本における洋楽器産業の歴史研究には欠かせない重要な文献であるが、かれがこの業界の渦中にあつた昭和期ならともかく、明治時代のこととなると（大正生まれの檜山にとって、生まれる前のことなので）、丁寧に検証したほうがよいだろう。しかし、この「明治十七年」に「大阪砲兵工廠」でラッパを「試製」「製造」したことは、これまでとくに批判されることなく信じられてきたようだ。

ちなみに、右の引用文中の「カッ」部分は、石井研堂『明治事物起源』からの引用で、文中の「いろは」は、明治期の新聞『いろは新聞』であることを檜山は注記している。

そこで、『いろは新聞』を見てみると、

【二】

○陸軍用喇叭 従来我陸軍にて用ゐられし喇叭ハ舶来品のみなりしが今度大阪砲兵工廠に於て試に製造されしに音声其外とも敢て舶来品に譲らざるゆゑ以後八総て同廠に於て製造せらるゝと云ふ

とあり、文中の表現はいくつか微妙に異なるものの（最初の引用者、石井研堂が手を加えたか）、おおよそ同様のことが、確かに記されている。石井研堂は『いろは新聞』に依拠して『明治事物起源』を記し、檜山陸郎は『明治事物起源』を信頼して『楽器業界』を記した^三、という一連の経緯ははっきりする。だからといって、この『いろは新聞』が報じる情報を、そのまま鵜呑みにしてよいわけではない。

本稿は、明治十七年十月に初めて国産金管楽器（ラッパ）が製造されたという『いろは新聞』の情報は正確ではなく、遅くとも、それよりも十年以上前の、明治四〜五年頃まで遡ることができることを、明治初期の陸海軍資料等の分析を通して明らかにしたい。

ただし、明治五年に国産金管楽器（ラッパ）が作られていた、ということとは、決して新説ではなく、すでに山口常光（一八九四〜一九七七）が、

【三】^四

明治五年八月に喇叭四〇〇管を製作して各隊に配給した、と云ふ記事も陸軍歴史にでてゐる。

と述べている^五。檜山の『楽器業界』がこれに言及していないのは、単に目を通していなかったからかもしれないが、目を通しながら全く無視したとも考えられる。なぜなら、山口は「明治五年八月に喇叭四〇〇管」は「陸軍歴史にでてゐる」と言っているのだが、『陸軍歴史』——これを勝海舟の『陸軍歴史』とするなら——には、おそらく記載されていないからである（筆者「奥中」は何度か目を通して探したが、いまだにこの記述を確認することができずにいる）。檜山が、山口の主張を、典拠不明で根拠のない情報とみなし、黙殺したとしても不思議ではない。よう

やく明治十七年になって国産ラッパが誕生したという立場から見ると、明治五年に「喇叭四〇〇管」は、あまりにも非現実的で、荒唐無稽な数字に思えたのだろう。

筆者も、かつては「明治十七年」を素朴に信じていたが、この数年、ラッパに関する各地のローカルな記録や、アジア歴史資料センター所蔵の明治初期の陸海軍に關係する資料をブラウジングすることによって、「明治十七年」を否定する確証を得るようになった。

本論に入る前に、幕末維新期のラッパについて、先行研究等によってすでに明らかにされていることを、ごく簡単に確認しておきたい。

慶応三年、幕府陸軍は、フランスの軍事顧問団による三兵伝習において三十二名の兵士にラッパを学ばせた^六。国立公文書館には慶応三年六月に小栗上野介（忠順）他数名が差し出した「舶来ラッパ五本御買上之儀二付」という文書が残っている^七。

また、薩英戦争を機に英式兵制に転換をした薩摩藩では、イギリスのラッパ信号を（おそらく横浜駐屯英軍などから）導入しており、慶応三年に島津久光が上京をする際の随行部隊には、大砲組一隊に付属するラッパ手（一名）や、「鞘手喇叭兼役」（四名）という役もみられる^八。

他にも、幕末維新期に幕府や諸藩のラッパが実際に吹奏されていたこと——つまり、ラッパという金管楽器が存在したこと——は多くの資料からうかがうことができる^九。

ラッパの現物については、遠藤宏が著書の『明治音楽史考』（有朋堂一九四八）の口絵写真として「維新当時のラッパ（銅製）」（筆者「奥中」）の印象では、このラッパの形状は、イギリスのラッパの特徴を備えているように思える（を掲載している【写真①】参照）。



(第二圖) 維新當時のラッパ(銅製)と横笛及腰さげケース

【写真①】

しかし、そうしたラッパがどこで製造された楽器であったのか——輸入品なのか、国産品なのか——については、ほとんど問い直されることはなく、おそらく、幕府陸軍のラッパは、フランスから輸入された三十二人分のラッパが、薩摩藩のラッパはイギリスから輸入したラッパが用いられたと、漠然と考えられてきたよう

だ^{一〇}。西洋楽器など存在しなかった当時の日本の状況から考えれば、輸入品が多かったことは間違いないだろう。しかしながら、すべてを輸入品に依存していたのではなく、かなり早い段階から自分たちの手で作るうとしていたことが、いくつかの記録に残されている。

一・国産化のきざし——福井藩・薩摩藩・和歌山藩の事例——

福井県文書館(松平文庫)には、「太鼓喇叭之図」^二という資料が所蔵されている。「太鼓図六枚」とその「草稿図一枚」と、「喇叭図一枚」の計八枚で構成されていることが、それらを収納するための紙袋(【写真②】参照)に記載されている。

「太鼓喇叭之図」の筆者が誰であるのかは明記されていないが、幕末の福井藩の軍制改革に大きな貢献をした佐々木権六(長淳)と言われ



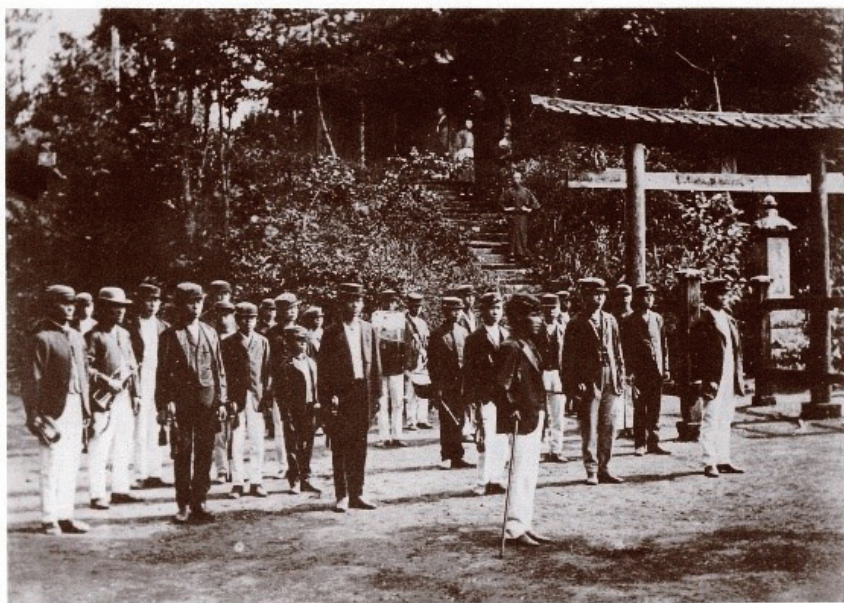
【写真②】

ている^三。作成年も記されていない。また、残念なことに、肝心の「喇叭図一枚」が現在では失われている(【写真②】の「喇叭図一枚」の左には小さな字で、「右八大野弥三郎方遺し置」^三とある)。

ただ、現存している「太鼓図六枚」と「草稿図一枚」の内容を確認してみると、これらは非常に精緻なスネアドラムの設計図なので、そこからの類推が許されるなら、「喇叭図」もラッパの設計図であったはずである。設計図だとするなら、福井藩(少なくとも筆記者と考えられる佐々木権六)には、ラッパを製造しようとする明確な意図があったことになる^四。この「喇叭図」に基づいて実際にラッパを製造したというような記録は現在のところ確認できていない——もし製造していたなら、大野弥三郎も関係していた可能性が高い——が、維新期の福井藩にラッパが存在したことは判明している^{一五}。

THE FAR EAST.

【写真③】



SATSUMA'S BAND.

【写真④】



日本人が西洋楽器を製造していた可能性をうかがわせる事例として、日本最初のブラスバンドとして有名な薩摩藩の楽隊、いわゆるサツマ・バンドが用いた楽器も注目し得る。明治二年から横浜で英人フェントン John William Fenton, 1831-1890 の指導を受けていたサツマ・バンドは、ロンドンのディステイン商会にベッソン社製の楽器一式を注文していたことは、よく知られている。しかし、注文した楽器が届く明治三年七月まで、かれらが使っていた笛・ラッパ・太鼓^{一六}が、どのような楽器であったかについては、ほとんど関心を向けられてこなかった。横浜で刊行されていた英字新聞 *The Far East* (一八七〇年七月十六日) は、次のように報告している。

【4】^{一七}

この楽団に関して最も目立ったことは、大半の楽器が日本で作られたものであったことだ。……科学的な楽器製作者が科学的な原理により作ったのではなく、単なるろくろ細工師と銅職人が、与えられた手本をまねて作ったのである。

記者は、「大半の楽器」が「日本で作られた」(原文では、made in Japan)と述べてだけでなく、この後に「あるものは江戸で作られ、あるものは横浜でつくられた」と、具体的な地名まであげている^{一八}。だが、日本の西洋楽器製造の始まりとして、この証言にスポットライトがあてられることはない。『ふるは新聞』(石井・檜山)の明治十七年説の存在が、私たちの判断を鈍らせるのか、あるいは、「科学的」ではなく、「与えられた手本をまねてつくったもの」(原文では、imitating models given to them)とつづき表現が、評価をネガティブな方向へと導くのか

かもしれない^{一九}(しかし、現代日本で製造される西洋楽器も、ありていに言えば imitating model 以外の何物でもない)。

妙香寺で撮影され、*The Far East* に掲載された有名な写真【写真③】の左側の数名を拡大して観察する限りでは^{二〇}、かれらが手にもつラッパはかなり立派にできているようにみえるので【写真④】、逆に、本当に日本で製造された楽器なのか、疑いたくなるほどのだが、これを判断するための手がかりはない。

和歌山藩にも似たような、しかし、もう少し具体的な記録が残っている。和歌山藩では、明治二年から津田出によって藩政改革が進められており、兵制はプロイセン式が採用され、それに伴い教師としてプロイセンの軍人カール・ケッペン Carl Köppen, 1833-1907 を雇用することになった。明治二年十二月に和歌山に赴任したケッペンは、プロイセン式兵制に基づいた陸軍建設につとめ^{二一}、その訓練の際にラッパを用いた。

自分の和歌山時代の回想をする文章のなかで、ケッペンは、

【5】^{二二}

私がラッパの手ほどきをした人々は、これをたやすく習得して、立派にやってのけた。またラッパの行進曲もいろいろ覚え、だから中隊や大隊の演習の時はいつもラッパ吹奏がともなったのである。私は自分でラッパ信号や行進曲を吹いてみせることができたから、彼らとしても覚えやすかったのだ。

ラッパ手も大きな進歩を見せ、私がラッパ信号として作っていたくつのかの行進曲を吹くことができるようになっていた。

最初に養成された20人の士官は今や4つの中隊（合わせて1大隊となる）に士官として配属され、次に養成された40人のうち多数が下士官に昇進し、更に40人のラッパ手もすでにできていた。

などと述べている。つまり、ケッペンがラッパ手を養成していたこと、ケッペン自身もラッパを吹奏していたこと、作曲もしたこと、養成された和歌山のラッパ手は四十人であったことなどがわかる^{三〇}。

それだけではなく、ケッペンの活躍を伝える同時代のドイツの新聞は、

【6】^{三四}

弾薬工場も火薬工場も実験場も彼が建て、設備もすべて彼がした。

ヨーロッパ式の鞍の作り方も、ラッパの製法も、それどころかそのラッパで楽符にしたがってヨーロッパ風の信号を吹くのも、すべて彼が指導したのである。

と、ケッペンによって「ラッパの製法」が伝えられたことを報告している。この時期に和歌山でラッパが製造されていたことを伝える記録は、別のドイツの新聞に「ケッペン氏は1本の古い信号ラッパを見本に、必要な楽器を紀州でこしらえさせ、自分でとてもシンプルではあるが十分に役に立つ行進曲を作曲した」とあるだけで^{三五}、日本側の記録には残っていないようだが、ケッペンは弾薬工場や火薬工場を設立しただけでなく、軍靴や軍服の製造を指導し、皮革産業や綿ネル産業の発展にも寄与している^{三六}ので、ラッパを製造したとしてもおかしくはない。

以上のように、幕末から明治初期にかけての福井藩、薩摩藩、和歌山藩の記録は、この時期にすでにラッパが製造されていた可能性を強く示

唆するのであるが、現時点では、いずれもそれ以上の詳しい情報が不足している。サツマ・バンドや和歌山藩のラッパ製造が^{三六}、これ以降に発展する陸海軍におけるラッパ製造と関係していた可能性もなくなはないが、今後の調査に委ねたい。

二. アジア歴史資料センターデジタルアーカイブの「喇叭」

そもそも、明治期におけるラッパについての文献資料、記録の類は極端に少ないのだが、近年になって整備された国立公文書館アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブで^{三七}、「喇叭」をキーワードとして検索すると、これまで掘り取ることができなかった多数の陸海軍に関する（主に防衛省防衛研究所が所蔵する）文書を把握することが可能になった^{三八}。もっとも、ほとんどは前後の文脈がなければ理解できない断片的なデータだが、それらを時代順に並び替え、関連するデータを繋げあわせて再構成することによって、明治初期のラッパの実態がおぼろげながら浮かびあがってくる。ここでは主に明治三年から七年あたりまでの、ラッパ（楽器）についての情報が記載されているデータを手がかりに、国内での製造に至るまでの過程を明らかにしたい。

手始めに、まだ薩摩藩前の明治三年あたりの文書で、ラッパを支給あるいは交換するように請求する記録を紹介しておく^{三九}と、たとえば、龍驤艦という軍艦で用いられるラッパに関して、

【7】^{三九}

一 喇叭

貳挺

右者龍驤艦緊要二付至急御渡相成候様此段相達候也

庚午閏十月三日

兵部省

武庫司

ラッパ二本が必要なので支給してもらいたいという、龍驤艦からの要求を、兵部省が武庫司というセクションに伝えている。ここからは、当時、武庫司がラッパを保管していたことがわかる。また、次の文書では、

また、次の文書では、

【8】^{三〇}

富士艦へ相渡置候喇叭破損二付貳挺不日便船二相廻申候条早々可被差出候也

庚午閏十月十五日

武庫司

兵部省

と、富士艦で使っていたラッパ二本が「破損」したので交換用のラッパを手配するようにと、兵部省が武庫司に命じている。

明治三年閏十月の【7】や【8】は、海軍はイギリス式、陸軍はフランス式とする太政官布告（明治三年十月二日）の直後の文書なので、龍驤艦や富士艦で用いられる「喇叭」は、特に記されていない。イギリスのラッパを指していることになる。ただ、それがどこで作られたラッパなのかは、わからない。

フランスのラッパは、明治四年二月三日の一对の文書に見られる。

【9】^{三一}

一 ラッパ 四挺
右入用二候間早々當省へ可被差出候也

辛未二月三日

武庫司

兵部省

【10】^{三二}

佛式喇叭

四管

第四十一番ヨリ四十四番迄

右差出候二付御落手有之度候也

二月三日

武庫司

兵部省御中

兵部省が要求したラッパ四本として、「佛式」つまりフランスのラッパを武庫司が支給したという記録である。どうやらラッパはナンバリングされていて、少なくとも四十本以上のラッパが存在していたことがわかる。この四本のフランスのラッパがどこに支給されたかは記されていない。

同じようにフランスのラッパと明記されている文書として、同年閏月二十二日に、

【11】^{三三}

神戸藩 佐藤純一郎

右之者大手前練兵屯所へ佛式喇叭為修行通稽古為仕度此段奉候以上

辛未二月廿二日

神戸藩

弁官御中

という文書もある。神戸藩が藩士をラッパの稽古に向かわせたらしいが、前述の太政官布告によって、諸藩もフランス式の兵制を採用するようになったことともない、フランスのラッパも習得する必要にせまられ、「修行」「通稽古」をさせていた^{三四}。

ただし、フランスのラッパの「稽古」とは、厳密にいうとフランスのラッパ信号（楽譜）を習得することを意味するのであって、必ずしもフランスのラッパ（楽器）を使って練習することを直接的に意味するわけではない。どんなラッパであっても、ラッパとしての基本的な構造は同じなので、イギリスのラッパ（楽器）を使ってフランスのラッパ信号（楽譜）の練習も可能である。しかし、常識的に考えれば、このような場合にはフランスのラッパを用いたと考えるのが妥当であろう。

先の【10】の四本の「佛式喇叭」が、このような「通稽古」で用いられていたとは限らないが、この時期に広まった陸軍のフランス式兵制と関係しているはずである^{三六}。

同じ明治四年、海軍兵学寮が兵部省に対して以下のように申し出ている。

【12】^{三六}

百八十一号

記

一 舶来摩擦管	凡五万本	凡千七百両斗
一 英式喇叭	凡三十拾管斗	凡百拾両斗
一 大太鼓	凡十竹	凡八拾五両斗
一 小太鼓	凡二拾竹	凡七拾五両斗
一 同裏表革	凡五拾枚斗	内 表三十拾枚 裏二拾枚
		凡十五両斗

右之品々当司御貯無之二付至急御買上ケ相成度此段相伺候也

武庫司

武庫司ヨリ申出之通御買上ケ相成度候事

別紙之通千代田形艦江相備度武庫司ヨリ至急渡シ方御座候様御達シ被下度此段申出仕候也

辛未五月廿三日

海軍兵学寮

兵部省御中

千代田形艦に装備するための「英式喇叭」、つまりイギリスのラッパ、大太鼓、小太鼓等の在庫が武庫司にはないので、「御買上ケ相成度」と、海軍兵学寮が兵部省に購入することを要求している。おおよその予算として、ラッパは三十本で一一〇両、大太鼓は十台で八十五両、小太鼓は二十台で七十五両として計上されている。

大太鼓が十台という数は、千代田形艦だけで用いる台数としてはあまりにも多すぎる。後出の【18】などから類推するなら、要求しているすべてを千代田形艦に配置するのではなく、武庫司の在庫としてこれだけの数量をとりあえず一括して確保し、その一部を千代田形艦に支給するということだろうか。

この「英式喇叭」や先の「佛式喇叭」は、それぞれ「英式」「佛式」とあるからといって必ずしも輸入品であることを示すわけではない。しかし、これらの文書には国産であることを示す情報もとくに記載されていない。また、【12】には、ラッパ三十本で一一〇両という、具体的な値段が記されている点で興味ぶかいが、この数字だけで輸入品か国産品かを見極めるのは難しい。

このような、楽器としてのラッパについて、陸海軍内でのやり取りを示す文書は、他にも数多く存在するのだが、明治四年十月下旬、唐突に「ラッパ職人富五郎」なる人物が、海軍の文書に登場する。

【13】
三七

丁五百十号

東京芝仲門前二丁目

二十二番地

ラツパ職人

富五郎

三十才

右之者ラツパフロイト等之製造出来候趣承り候間相糺候処相違无無之且艦船乗組御用モ可相勤哉二付兼テ人撰御申越之曰進艦乗組楽器工徒被仰付可然存候間此段申出仕候也

未十月廿四日

造船局 製造掛

秘史局御中

五百十号十一号共検印済明後廿七日第十字水兵本部江出頭候様造
船局製造掛江相達

「東京芝仲門前」に住む三十才の富五郎なる人物は、「ラツパフロイト」(ラツパとフルート?)等を「製造」でき、しかも艦船に乗り組んで勤務できるという条件を満たしたので、「曰進艦乗組楽器工徒」に採用されたという。管見の限りでは、西洋楽器の職人、製作者として、人名が具体的に記されているのは、これが初めてである。

富五郎は、どうやら「曰清艦乗組楽器工徒」に採用される前から「ラツパフロイト等」の楽器を「製造」していた経験があるように読み取れる。すると、先に紹介した英字新聞 *The Far East* が、サツマ・バンドの楽器について「あるものは江戸で作られ…」と報告していたことを

思い起こさせるが、それとこれとを直ちに結びつけるのは、あまりにも早計だろう。ただ、改めて考えてみれば、単純な構造のラツパやフルート(といっても、現在の私たちが知っているフルートではなく、キーの少ないシンプルなフルート、あるいはファイフ程度の横笛)を精巧に模造するくらいであれば、当時の日本の職人でも十分にできたはずである。富五郎については、同時期の別の文書で、父の名前が多吉であること、他に母と妻がいることが記されているくらいで^{三六}、かれのその後の活動や行方は全くわからない。それゆえ、この後の章で述べる国産ラツパの製造を、富五郎の手によるものだと言つこともできない。ここでは、そのような職人の存在が記録に残っていることを紹介するにとどめておきたい。

三. 明治四年十一月、見本ラツパの納品

それから約三週間後の明治四年十一月十五日。ラツパと大太鼓と小太鼓の三点が、武庫司から海軍秘史局に「見本」として差し出され、「諸艦長」の判断をおおぐよう依頼している。

【14】
三九

七百十六号

記

一 英式喇叭

壱管

一 英大太鼓

壱挺 但附属品一式

一 英式小太鼓

壱挺 但右同断

右八音ト通り為見本差出置候条御落手之上諸艦長へ御談決被下度尤直段之儀八積書二記載有之候間此段至急御評決相願度候也

辛未十一月十五日

海軍秘史局御中

武庫司

一 金貳両貳分

英式喇叭管

但銅製舶来形之通り

口真鍮製之所銀フク

リン掛ケ仕念入出来

一 金七両 永百五拾文

同太鼓 杵柄

但銅製杵板ニテ曲物仕

革和製相用其外

附属杵式揃

一 金三両三分 永百文

半胴太鼓杵柄

但シ胴真鍮製隻廻リ木ノママ

鍍シ金物鉄製ニテ

其外附属一式揃

メ

右之通以御入用念入出来仕候以上

未十一月十五日

井上七兵衛

井上七兵衛は、この時期に「洗帚杖」^{四〇}（デッキブラシか）の修復や、

「大砲試験表界紙」^{四一}、「砲口栓」^{四二}の納品などで、たびたび文書中に

あらわれる名前なので、兵部省に出入りしていた御用商人の一人と思わ

れる。明治十年代の文書には「日本橋区本材木町」の住所が記されてい

る^{四三}。

さて、この【14】によると、武庫司からの注文をつけた井上は、「英式喇叭」、大太鼓、小太鼓を誰かに試作させ、十一月十五日にそれぞれの金額を記載した見積書を添えて納品した。そして、同日、武庫司は海軍秘史局にこれらを「見本」として差し出し、「諸艦長へ御談決被下度」と申し出た。

【14】の後半部分を細かくみると、仕上がった「英式喇叭」は「銅製舶来形之通り」とあり、輸入したイギリスのラッパをモデルとして作らせたことが、はっきりと記されている（真鍮製のマウスピース（あるいはベル？）は銀覆輪でふちどられていた）。ラッパの値段は一本あたり二両二分。

見本ラッパを試作するためのモデルとして使用した「銅製舶来型」ラッパについて言及していると思われる文書もある。

【15】^{四四}

丁七百七拾四号

記

一 舶来英式喇叭

三管

右八用達井上七兵衛方ニ有之候間御買上ケニ相成度尤直段之義八別

紙ニ有之候此段相伺申候也

辛未十一月廿五日

武庫司

兵部省海軍秘史局 御中

別紙

一 金貳拾壹両三分 英式喇叭三管 杵管一付七両貳分

右之通ニ御坐候

十一月廿五日

井上七兵衛

武庫司 御役所様

武庫司廻

井上七兵衛が、試作品のモデルとするために購入した（そして、試作品が出来あがったので、不要になった）「舶来英式喇叭 三管」を、井上から買い取りたいという武庫司の意向が、海軍秘史局に伝えられている。この「舶来英式喇叭」の買い取り価格は、一本あたり七両一分なので、試作品の二両二分に比べると、はるかに高い。

さて、井上七兵衛が武庫司に納品した試作品の「英式喇叭」は、海軍秘史局を経由して、水兵本部に渡った。

【16】
四五

四百九十九号

喇叭

一具

右八見本トシテ武庫司ヨリ差出候ニ付御回申候間吹試之上何分之義申出可有之自然被相用候ハ、見本通製作申渡候様可致候間至急御回答可有之候也

未十一月廿八日

海軍秘史局

水兵本部

「吹試」つまり、ラッパの吹奏試験をしたうえで、問題がなければ「見本通製作申渡候」ということだろう。

翌二十九日、水兵本部から海軍秘史局に、次のような回答があった。

【17】
四六

八百廿三号

昨日御申越相成候喇叭試験致候処即喇叭八記載之通二御座候此段申進候也

辛未十一月廿九日

水兵本部

海軍秘史局 御中

試験の結果、水兵本部からの「記載之通二御座候」という回答は、これだけでは具体性に欠き、何を言っているのかよくわからない。実は、この【17】には、井上七兵衛による見積が含まれた文書【14】が添えられていたらしいので、「記載之通」とは、【14】に記載されている通りだという意味として、つまり、製造を許可したと解すべきか、あるいはまた別の文書が添付されていて、そこに何らかの指示が記載されていたのかもしれない、なんとも言い難い。文書は残っていないが、合否は海軍秘史局を介して武庫司に通知されただろう。

ただ、【14】から【17】までの一連の文書のやり取りから、明治四年十一月に、イギリスのラッパをモデルとして試作された見本ラッパが納品され、試験がおこなわれたということは、はっきりとしている。その結果はいまひとつ判然としないものの、あと一歩で本格的に「製造」するところまで近づいているようにも見える。

四. ラッパの「製造」

年をまたいで明治五年二月、兵部省から陸軍と海軍が分離して陸軍省、海軍省が設置された。前年の見本ラッパの試験結果はともかくとして、この頃から、ラッパを「製造」したことを示す文書が少しずつ登場する。

【18】
四七

一千七拾号

記

一 砲隊喇叭

十管

此代料金貳十八両壹分ト永八十八文二

但壹管ニ付金貳両三分ト永八十三文三分

一 同紐

十筋

此代料金十八両壹分ト永八十三文

但シ壹筋ニ付金壹両三分ト永八十三文三分

貳口合セテ金四十六両貳分ト永百六十六文

右八水兵本部ヨリ壹管申出ニ相成居跡九管之儀八当司御備用トシテ

新規御出来ニ相成度此段御伺申上候也

申二月

武庫司

海軍秘史局 御中

検 武庫廻

水兵本部から要求があった一本の砲隊フツパと、武庫司に「御備用」の九本の砲隊フツパ、合わせて十本（と紐）を、「新規御出来ニ相成度」と、武庫司が海軍秘史局に対して要求している。この「新規御出来ニ相成度」は、「新たに製造してもらいたい」と理解してよいだろう。値段は、一本で「金貳両三分ト永八十三文三分」なので、前年十一月の井上七兵衛による試作品の値段二両二分と、ほぼ同じ値段である。

二月十四日の文書には「製造」の文字がみえる。

【19】
四八

一千七百七十九号ノ貳

一 英式喇叭

十三管

右八鳳翔艦ヨリ二管第二丁卯艦ヨリ二管水兵本部ヨリ九管申出相成

居候尤御検印済

一 右同

貳十管

右当司御備用

二口合 英式喇叭

三十三管

此代料金九十四両三分ト永百二十五文也

但一管ニ付金貳両三分ト永百二十五文也

右喇叭之義楽師ヘントシ江試験為致候処品柄至極宜敷ト申候ニ付右

員数文新規御製造ニ相成度此段御伺申候也

申二月十四日

武庫司

少し理解するのが難しいが、要するに次のようなことだろう。フェントン（ヘントシ）が国産「英式喇叭」の試験を実施したところ^{四九}、「品柄至極宜敷」と高く評価したので、鳳翔艦・第二丁卯艦・水兵本部から請求されている十三本、武庫司の「御備用」として二十本、合計三十三本の国産「英式喇叭」を「員数文新規御製造ニ相成度」というのである。値段は一本につき「貳両三分ト永百二十五文」なので、この時期の国産のフツパの標準的な価格は、おおよそ二両二分から三両未満くらいになる。ところで、前年十一月末の一連の文書（【14】～【17】）にあった「英式喇叭」の「試験」と、この【19】の「英式喇叭」の「試験」は、二か月半という時間差を考えると、それぞれの文書が同じ試験のことを指しているとは考えにくく、また、一度「英式喇叭」の試験をして合格した

のであれば、何度も試験をする必要はないだろう。そうすると、前年十一月の試験結果は、不合格だったのだろうか。あるいは、同じ「英式喇叭」であっても、仕様が異なるラッパの試験かもしれない。

フェントンが「試験」をおこない、「品柄至極宜敷」と評価した楽器を、ある一定数だけ「新規御製造相成度」と請求する文書は、「英式喇叭」以外の楽器にもいくつが存在しており、例えば「英式小太鼓」三十五台（二月十七日）^{五〇}、「大笛」十五本（二月）^{五一}、「大太鼓」十一台（二月）^{五二}、「英式小笛」十五本（四月二日）がある。フェントンが国産楽器の目利きとなっている点が注目される。

【21】^{五三}

百四号

一 英式小笛

拾五本

此代料金七拾八両三步也 但シ一本二付五両一步宛

右者龍驤艦東艦並水兵本部ヨリ申出有之且當司御備用トシテ右員数丈ケ新規製作相成度最モ品物ハ樂師フェントンへ試験為致候処品柄至極宜敷ト申候此段御伺申候也

申四月二日

海軍掛武庫司

海軍省軍務局 御中

武庫司廻

十五本の注文があった国産「英式小笛」は、一本あたり「五両一步」で、先の約二両三分のラッパに比べると高価であることから、これが横笛なら、簡単なキーシステムを備えていたのかもしれない^{五四}。

ラッパではないが、ほぼ同時期に、フェントンが「英国海軍横浜出張

屯営」^{五五}のために楽器（大太鼓と小笛）の製造を、日本の海軍省にオーダーした、と読むことができる文書もある。

【22】^{五六}

別紙樂師フェントンヨリ願出候器械製作方武庫司之御手数相成度此段申出候也

申三月廿五日

軍務局

秘史局 御中

呈海軍省士官二

一 大太鼓

一ツ

一 小笛

三本

右之器械東京製作手ニ御注文被下候儀八相叶間敷哉呉々奉願候尤此器械英国海軍横浜出張屯営入用ニ御座候代価ハ器械請取之上同所「ケビティン」^{五七}ヒル上納可致候得製造ニ相成候同様三器ヲ希望致候事

西洋千八百七十二年五月第一日^{五八}

樂師フェントン

フェントンが横浜にいる「英国海軍出張屯営」の——笛と太鼓という楽器編成から推測するなら鼓笛隊の？——ために、「東京製作手」につくらせた楽器を注文するなど、俄かには信じがたいのだが、先に見たようにフェントンは日本製の「大太鼓」や「英式小笛」について、「品柄至極宜敷」と評価しているくらいなので、輸送費や納期を考えれば、本国のイギリスに注文するよりも、現地で調達したほうが速くて安上がり

だと判断した。と書いてやろう。

その約四か月後に、【21】に対応すると思われる（大太鼓が一台、笛が三本という数が一致する）文書が造船局武庫掛^{五九}から秘史局に送られている。

【21】^{六〇}

- 一 大太鼓 壹挺 但附属品共
- 一 横笛 三挺

メ

右者楽師ヘントン與リ之頼ニ付於當庫出来相成候様御沙汰ニ付直様職方ヘ申付既ニ出来相成候間現品并入費書トモ彼ノ方工差遣シ候而可然哉此段至急御伺申候也

申七月廿二日

秘史局御中

造船局武庫掛

つまり、フエントンからの依頼で太鼓と横笛（【21】では「小笛」）を製造できないかという御沙汰が、造船局武庫掛にあったのだが、武庫掛は「直様職方へ申付既ニ出来相成候」という。武庫掛が職人に製造を命じて楽器を製作・納品させていた様子が、ここからうかがえる。

実は、この時期の楽器に関連する文書類をよく分析すると、楽器を「製造」するようになったとはいえ、かれらが「製造」していたのは、もっぱらラッパ、笛（大笛・小笛）、大太鼓、小太鼓など、比較的構造が簡単な楽器に限られている。たとえば、明治五年の文書には、他の楽器もでてくるが、「喇叭オルトオン」「アルトホルン」（七月二十九日）^{六一}、「喇叭キヤ子ツ」「コルネット」同トロンペット」（九月十八日）^{六二}、「テ

子ルツロンボン」「テナートロンボン」（十月八日）^{六三}などについては、もっぱら修理をするばかりで、少なくともこの頃（明治五年）に「製造」した記録はまったく存在しない。つまり、構造が複雑な楽器を、自分たちで製造することはまだできなかったようだ。

ラッパの「製造」を具体的に示唆する明治五年の文書は、海軍の文書に多く見られるが^{六四}、量はそれほど多くないものの、もちろん陸軍にもラッパの「製造」（製作）に関する文書は存在する。

【23】^{六五}

第七百十四号

- 一 喇叭 拾五管 惣金三拾七両貳分 壹管ニ付百五十匁

(…)

右東京鎮台三分宮為予備差送候間新規御製作相成度此段御伺申ス也

壬申三月十二日

陸軍秘史局御中

湯浅武庫正^{六六}

【24】^{六七}

- 一 喇叭 十管

右近衛五番大隊工可相渡分至急御製作相成度此段御伺申候也
但係造兵司出金

申五月廿五日

湯浅武庫正

秘史局御中

付札惣金二十両両分 壹管ニ付二両二朱ツツ

前者は、ラッパ十五本を「新規御製作」することの報告、後者の近衛

五番大隊のラッパ十本を「至急御製作」することの報告で、とくに記されていないが陸軍で用いるラッパなので、製造したのはフランスのラッパであろう。どちらとも一本あたりの値段は、海軍の国産「英式喇叭」の標準的な値段とほぼ同じ、二両強である。

これらの他にも、同年十月三日に「砲兵喇叭 五十管」の「新キ御製作」^{六八}、十月十五日に「砲兵喇叭 三拾管」の「新規御制作」^{六九}を求める文書などに、陸軍におけるラッパ製造を確認することができる。

製造されていたのは、ラッパ本体だけでなく、マウスピース（ウタ口、吹口）や紐（前述【18】参照）など、付属品も製造されていた。

【25】^{七〇}

戊第一千百六十六号

一 英式喇叭ウタ口

拾五個

右者諸艦ヨリ申出之節當庫ニ無之故前件之通新規御出来相成度尤モ

直段之儀八別紙之通ニ相当下存候ニ付此段積書相添申出候也

壬申十月十七日

武庫掛

軍務局御中

申出之通 壬申十月十九日

その後、明治六年から七年にかけて、ラッパの「製造」を示す文書はほとんどみあたらないが、それはラッパの生産量の減少を示すというよりも、そのような文書が残されていない（アジア歴史資料センターのアーカイブに存在しない）ことの反映であるように思える。

その後も製造が続けられていることを間接的に示す文書として、例えば、明治七年には次のような文書がある。

【26】^{七一}

第七百五号

一、ワルス機械

大小二組

此代価得銀化千五百ドル

右八造兵司喇叭製造入用ニ付買入申度若本国ニテ売物無之候節八外国ヨリ注文致度此段御伺候也

明治七年三月十二日

陸軍少佐 間宮信行^{七二}

西郷陸軍大輔殿

伺ノ通三月十四日

陸軍省の造兵司（後の東京砲兵工廠）において、ラッパを製造するために、「ワルス機械 大小二組」を購入したいという要望が、西郷従道宛に出されている。この「ワルス機械」が、どのような機械であるのかは分からないが、銅や真鍮をハンマー一つで加工するような手作業ではなく、機械を用いてより効率的に製造しようとしていたことがえる。購入していれば、陸軍のラッパ製造は生産性が高くなったかもしれない。その高い生産性に目を付けたのか、明治七年九月二十四日には、海軍省から陸軍省に対して一つの依頼文書が送られている。内容は、忙しくて手が空かない海軍の職人にかわって、陸軍省のほうで「英式喇叭 百管」を「製造」をしてもらえないか、というもので、陸軍はこれに対してさすがに「百管」を作ることは難しいが、一ヶ月に「二十或八三十」本であれば、製作できると回答している^{七三}。

海軍側が、陸軍のラッパ製造能力を全く知らないまま、無茶な依頼をするとは思えない。つまり、明治七年の時点で、陸軍であれば「百管」程度なら製造できるだろうと、海軍は楽観的に期待していた節がある。

海軍の期待には応えられなかったとはいえ、月産「二十或八十」なら可能だという回答は（陸軍のラッパの製造を完全にストップするのでなければ）、陸軍のラッパ製造の余力を示していることになるだろう。

五・銅壺屋、宮本勝之助

明治五年頃に、陸海軍でラッパが製造されていたということは、アジア歴史資料センターだけでなく、別の資料によっても傍証することができる^{七四}。

現在、東京に本社をおく宮本警報器株式会社というメーカーの操業者に宮本勝之助（天保七年頃～明治十二年）という人物がいた。宮本警報器のホームページには、次のような記述がある。

【27】^{七五}

文久3年（一八六三年）小石川の関口町に旧幕府の兵器製作所^{七六}があり、明治5年に明治政府が陸軍を創設、フランスやドイツから招いた指揮官の下、近代的西洋式陸軍へと変わっていく中で、外国式の信号用ラッパを造り始めた。

その際、たまたま銅壺屋（銅製のかまど）であった初代宮本勝之助がラッパ製作の主任から採用されたことが、ラッパ屋を始めるきっかけとなる。

つまり、陸軍が「外国式の信号用ラッパ」を製造しており、そこに宮本警報器の初代・宮本勝之助が職人として参加していたというのである。ただし、宮本警報器の四代目の社長、宮本庫治が昭和四十四年に著した『ラッパ百年』ではもう少し説明が具体的に、

【28】^{七七}

明治5年（一八七二年）かに、明治政府が陸軍を創設して、フランスやドイツから招いた指揮官によって、今までよりグット近代的西洋式陸軍に変わったので、明治8年（一八七五年）かに「造兵廠」（砲兵工廠条例により）と^{七八}、名称も改まって外国式の信号用ラッパを造り始めたわけである。

それで、初代・勝之助が、たまたま銅壺屋であったところから（当時、すでに三十八歳）、そのラッパ製作の主任の指導者から採用されることになったのが、ラッパ屋として生きることになる始まりとなっている。

ところがここでは「明治8年」に勝之助が採用されたと述べている。もっとも著者の宮本庫治は、「真の創業年月日というものは、不詳ということになる。従って「造兵廠」の設置された頃をもって、創業時と考える次第であるがどんなものであるか」と、この「明治8年」が推定であることを、正直に断っている。おそらく、歴史的事実はともかく、明治初期に陸軍でラッパ製造に従事していたことだけが、社内で語り継がれてきたのであろう。

ところで、この『ラッパ百年』には、もう一つ興味深い証言が残されている。

【29】^{七九}

初代は、なかなか器用な人であつたらしく、優秀な銅細工をするので、採用されて、外国から輸入した一つ巻の軍隊ラッパを、真似て作ることを命ぜられることになったのであろう。

かれが作った「一つ巻の軍隊ラッパ」とは、管を一回巻いた形状のラッパを指すがこれは、これはフランスのラッパに多く見られる形態である。こうした創業者の偉人伝風エピソードは、基本的には社外の者には知られることなく、また、往々にして立証の難しい「伝説」になりがちだが、これまで本論で紹介したアジア歴史資料センターの資料類と照らし合わせると、実はかなり信憑性の高い情報であることがわかる。正確な年代は不確かなものの、明治初期の陸軍でラッパを製造していたということ、さらに「一つ巻き」、つまり「仏式喇叭」を製造していたことも合致するからである。

ただし、残念ながらアジア歴史資料センターの文書に宮本勝之助の名前は登場しないが、「宮本勝之助」の名前を検索してみると^{八〇}、明治十一年に上野公園内で開催された内国勸業博覧会に、ラッパを出品していたことが明らかになった。

【31】^{八一}

喇叭 (一) 銅英吉利形

浅草北元町 宮本勝之助

(二) 真鍮佛蘭西形

明治十年頃には、勝之助は陸軍用の「佛蘭西形」だけでなく、海軍用の「英吉利形」も作っていたようだ。イギリスのラッパには「銅」、フランスのラッパには「真鍮」という具合に、金属素材を使い分けている点も興味ぶかいが、これをこれまでに紹介した陸海軍のラッパ全般に対しても敷衍できるかどうかは、わからない。

この二年後に宮本勝之助は四十三歳で亡くなる。しかし、前出のラッパ職人「富五郎」とは異なり、かれは次世代にバトンを渡している。勝

之助の死後、宮本市五郎が二代目として家業を継ぎ、やはり蔵前（浅草北元町）で銅壺とラッパなどを作っていたが^{八一}、かれも明治二十二年に、わずか三十六歳の若さで亡くなってしまい、その後、明治後期にこの会社は交通関係の警報器の製造に専念するようになる。ただし、かれには数名の弟子がいた。

【32】^{八二}

弟子というか、徒弟というかが五六人いたらしい（…）弟子たちは、それぞれに独立の気持ちを持っていた。その頃、一番年長者に江川、早川という人たちがあって、その江川という人は、独立して、日本管楽器の元祖となったのであった。

この「江川という人」は、江川仙太郎という。かれは宮本の工場から独立をして、浅草龍泉寺町に江川楽器製作所を設立した^{八四}。この江川楽器製作所が、大正七年に合資会社日本管楽器製作所として新発足した頃には江川は引退してしまいが、昭和十二年に日本管楽器株式会社へと発展し、昭和四十五年五月に日本楽器製造株式会社（現在のヤマハ株式会社）に吸収合併された。現在の「ヤマハ」の管楽器は、明治初期の陸海軍ラッパ製造と、銅壺職人の宮本勝之助を礎としているのである。

まとめ

本稿は、主にアジア歴史資料センターの文書の分析によって、明治四年十一月にラッパの試作品が作られ、その後、おそらく明治五年頃から「製造」がはじまったことを明らかにした。また、アジア歴史資料センターにすべての文書が残されているわけではないので、解明され

たのは氷山の一角にすぎず、多くのことは依然不明のままである。たとえば、山口常光が主張する「明治五年八月に喇叭四〇〇管」を直接立証する決定的な資料は得られなかったものの、本稿によって、これを直ちに否定することは難しくなっただろう。あるいは、陸軍でも海軍と同じように、見本が試作され、試験を経て、本格的な国産「仏式喇叭」を——宮本勝之助のような職人が——製造するに至る、というようなこともあったはずだが、そのようなことを示す文書も、見つけることができていない。本稿には、限られた資料に基づいた推測もふくまれているため、今後、新しい史料の発見によって、筆者の主張が覆されるようなことも大いにありうるだろう。

ただ、本稿で示した、明治四年から五年頃にかけて徐々にラッパ製造ができるようになってゆく、おおよそのプロセスは、史実から大きくかけ離れているとは思えず、少なくとも、明治十七年になってはじめて国産ラッパが作られたというのは、明らかに誤りである。

では、檜山陸郎や石井研堂が依拠した『いろは新聞』の記事は、いったい何であったのかについて、最後に補足しておきたい。

明治十七年十月に『いろは新聞』に例の記事がでてから約二か月後、『朝日新聞』（大阪）が『内外兵事新聞』に掲載された記事を再掲している。

【32】 八五

○我陸海軍の喇叭器械並に諸合図譜は是まで概ね英佛のものを採用し来りし如實際及び有事の日等には不都合少なからざるに付今度右器械並に喇叭譜を日本式に改正せらるゝ趣にて過日來其委員の人々には会議を開き（…）（兵事新聞）

「諸合図譜」とは、翌年十二月に制定される『陸海軍喇叭譜』のことで、この記事は、その制定予告を報じているのだが、問題は「喇叭器械」である。

これまで「陸海軍の喇叭器械」は、「概ね英佛のものを採用」してきたが、この度「右器械（…）を日本式に改正せらるゝ」という。ここで『朝日新聞』は、「英佛のもの」について、「英仏からの輸入品を採用していた」とは言っていないことに注意しなければならない。また、「英佛のもの」にかわって、「日本式に改正」するのであって、「日本製」のラッパを製造するとも言っていない。「日本式」ラッパとは日本独自の——ラッパとしての基本的な構造は同じでも、英仏とは異なる——ラッパを製造することを意味している。しかし、『いろは新聞』は、すでに陸海軍において国産「英式喇叭」や国産「仏式喇叭」が製造されていることを知らなかったのか、「日本式」を「日本製」のラッパと勘違いして報道してしまったようだ。そして、石井研堂と檜山陸郎は、この記事をもまま採用してしまったことになる。

ただ、『いろは新聞』の「今度大坂砲兵工廠に於て試に製造」という『朝日新聞』にはない記述は、大阪における洋楽器製造を伝えている点で、重要である。

雑誌『ミュージックトレード』に連載されていた佐藤香津樹の「喇叭太平記」によると、明治十年代の大阪に、江名常三郎という職工が経営する江名製作所があり、明治十七年ころには信号ラッパを陸軍に納入していたという^{ハナ}。江名常三郎は和歌山県の出身で、はじめは樟脳製造の銅製パイプの製作に従事していたらしいが、後に楽器の修理や、信号ラッパを製造するようになった^{ハナ}。つまり、『いろは新聞』が報じた「日本式」ラッパの製造は、江名常三郎の業績を報じているようなのである。

ちょうど明治十七年に、小学校を卒業して江名の下に弟子入りした上野為吉（明治六年〜昭和二十四年）は、そこで楽器修理や信号ラッパ製造の技術を習得し、明治二十年代に江名製作所を去り、板橋にあった陸軍兵器廠で修理工として働いた（同僚に江川仙太郎がいた）。明治二十六年に大阪砲兵工廠に呼びもとされ、その後、大阪の島之内に上野管楽器を創業し、東京の日本管楽器とは別系統の管楽器製造の起点となった^{八八}。

参考文献

秋山紀夫「ジョン・ウィリアム・フエンソンを追って」『社団法人日本吹奏楽指導者協会吹奏楽紀要』第十五号（二〇〇九）一〜四十頁。
 稲垣敏子（翻刻）樋口雄彦（校正・解説）『福田重田軍手控』陸軍局御用留留二〇八頁。『横浜開港資料館紀要』第二十九号（二〇一〇）六十七〜九三頁。
 奥中康人『和洋折衷音楽史』（春秋社二〇一四）
 勝海舟『勝海舟全集』第十七巻 陸軍歴史Ⅲ（勤草書房一九七七）
 熊澤恵里子『幕末維新期における教育の近代化に関する研究』（風間書房二〇〇七）
 カール・ケッペン、石川光庸訳「和歌山藩軍教官カール・ケッペン回想録」『和歌山市立博物館研究紀要』七（一九九一）七十八〜四十九頁。
 佐藤香津樹「喇叭太平記 第10回 上野管楽器①」『ミュージックトレード』（一九七七年十月）一四〇〜一四四頁。
 佐藤香津樹「喇叭太平記 第11回 上野管楽器②」『ミュージックトレード』（一九七七年十一月）一四〇〜一四四頁。
 重久篤太郎「お雇い外国人④ 地方文化」鹿島出版会一九七〇
 杉本武三郎「江名管楽器のこと」『楽器商報』一九九〇年四月）二十四頁。
 塚原康子「十九世紀の日本における西洋音楽の受容」（多賀出版一九九三）
 長野栄俊「佐々木権六（長淳）に関する履歴・伝記史料の紹介」『若越郷土研究』（福井県郷土誌懇談会）五十一巻 三号、三十一〜五十七頁。
 中武香余美「幕末維新期の横浜英仏駐屯軍の実態とその影響―イギリス軍を中心に―」『横浜開港資料館研究紀要』第二十九号（一九九四）一〜三十二頁。
 檜山陸郎『楽器業界』（教育社一九七七）
 檜山陸郎『楽器産業』（音楽之友社一九九〇）
 J. R. Nix『トング・ツバ』3（平凡社一九七〇）
 Black, John R. *Young Japan: Yokohama and Yedo 1858-79*. Oxford University Press, 1968.
 増井敬一「知られざる日本の洋楽史 その一 代用品で練習した薩摩藩の軍楽隊とただ一度の公開演奏会」『フィルハーモニー』（一九八八年）九十七〜一〇二頁。
 三浦俊三郎『本邦洋楽変遷史』（日東書院一九三三）
 宮本庫治『ラッパ百年 警報器作りに生き抜いた四代代記録』（一九六九）

マーガレット・メレル「和歌山藩におけるお雇い外国人カール・ケッペン（一八六九〜一八七〇）―ドイツ側の史料を中心に―」『日本歴史』四八八号（一九八九年）二七〜三三頁。
 マーガレット・メレル編、石川光庸訳「紀州藩におけるケッペンの働きを見た人々の証言」『和歌山市立博物館研究紀要』8（一九九三年）
 山口常光「喇叭指導指針」〔武揚堂一九三三〕
 山口常光「日本ラッパ史」〔一九七三〕
 『明治十年内国勲業博覧会出品目録』4（一八七七）
 『和歌山県史 近現代』（一九八九）

* 本研究は文部科学省科学研究費、基盤研究（C）「明治前期の日本の信号ラッパ―英仏の影響と西南戦争における運用の実態―」（20K01158）の成果の一部。

一 檜山陸郎『楽器業界』（教育社一九七七）七十三〜七十四頁。
 二 「いろは新聞」第四八号（明治十七年十月十八日）。京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター所蔵の田邊尚雄「レクシヨンのスクラップブック」より。
 三 一九〇〇年に檜山は『楽器業界』の改訂版として、『楽器産業』を刊行しているが、この部分には「つは何かも手を加えていた」
 四 山口常光「喇叭指導指針」〔武揚堂一九三三〕五十九頁。
 五 山口は「日本ラッパ史」（一九七三）でも同じことをくり返し述べている。
 六 喇叭伝習兵の上申「勝海舟全集」第十七巻 陸軍歴史Ⅲ（勤草書房一九七七）三〇八〜三〇九頁。
 七 船来ラッパ五本御買上之儀 付「国立公文書館（内閣文庫和書多聞檜文書・多701390）。フリスン軍顧問団を招聘し、二兵伝習を依頼したのは、当時幕閣の中枢にいた小栗上野介である。
 八 幕臣福田重田の「陸軍局御用留」には、慶応三年正月に「喇叭四器御買上代」（金一千九百一分永式百五文）と記録されている。稲垣敏子（翻刻）樋口雄彦（校正・解説）『福田重田軍手控』陸軍局御用留二〇八頁。
 九 塚原康子「十九世紀の日本における西洋音楽の受容」一四九頁、三五九頁。
 一〇 維新後は、沼津兵学校、大阪兵学校、教導団などにラッパ（ラッパ教育）が存在したことが知られているが、ラッパ（楽器）自体が考察の対象とはなかった。
 一一 イギリスのラッパ（bugle）とフランスのラッパ（clarion）の、楽器としての基本的な構造に本質的な違いはないが、管の長さにより、基音（とその倍音列）の音高が異なる（G管、B管などがある）。
 一二 松平文庫（福井県文書館保管）「太鼓喇叭之図」。
 一三 福井県文書館の長野栄俊氏のご教示による。佐々木権六（文政十三〜大正五年）については、長野栄俊「佐々木権六（長淳）に関する履歴・伝記史料の紹介」。
 一四 江戸時代後期の精密器械技術者 大野弥三郎（規周）（文政三〜明治十九年）と思われる。安政二年（一八五五）に福井藩の松平慶永に招かれ、銃の製造と教育にあたる。文久二年（一八六二）にオランダ留学、慶応三年三月に帰国。維新後は新政府の造幣寮（造幣局）の技師となる。
 一五 「太鼓喇叭之図」との関連は不明だが、幕末の福井藩のラッパ（つは）は三浦俊三郎が「此年（慶応二年）に福井藩は幕府の命を奉じて横浜に佛国公使付陸軍大尉を聘して佛式調練を行つた。鼓隊の制あるに拘らず佛蘭西式喇叭を容れて軍事上の号音ならしむる可を主張して、之を採用するに至つた」と述べている（『本邦洋楽変遷史』七十四頁）。
 一六 福井藩は、明治三年十月にフランス式の兵制に変更し、「楽士」山田喜三次（十七歳）が、明治三年十二月に「喇叭修行」のために鯖江に留学をしている（熊澤恵里子『幕末維新期にお

ける教育の近代化に関する研究』二二一―二二三頁)。
¹⁶ 記事の原文は、笛は (flutes) あるは (flutes)、リッパは (bugles) と (cavalry trumpet) と記されている。太鼓は記事本文には登場しないが、写真にはカサシトムトムバスドムを確認することができる。

¹⁷ 訳文は、増井敏二「知られざる日本の洋楽史 その一 代用品で練習した薩摩藩の軍楽隊とた

た度の公開演奏会」九十九頁。
¹⁸ J. R. ブラック『ヤング・シヤパン』(平凡社一九七〇)の明治三年の記述に「第十連隊の軍楽隊長エントンは、数名の薩摩人の教育を引き受け、すでに洋式で作った日本製の横笛、リッパ、太鼓など始めていた。」(二二三頁)とある。「洋式で作った日本製の横笛、リッパ、太鼓など」は、原文は「flutes, bugles and drums, manufactured in Japan, on European model」である。Black, John R., *Young Japan: Yokohama and Yedo 1858-79*, Oxford University Press, 1968.

¹⁹ たまたま、鹿児島市観光交流局観光情報センターの課が作成した「維新一〇〇年。維新のぶるはと鹿児島市」というパンフレットの「日本吹奏楽の始まりと薩摩」には「当初は楽譜も読めず、また楽器もなく、竹や鋳物で作った間に合わせの楽器としかよめず、上達せず、エントンのみしかたに吹かされた」とあるが、「竹や鋳物」として表現はあからさまに過小な評価と認められる。http://www.meijishin150countdown.com/topics/discovery/852/(10)九年九月十日掲載

²⁰ *The Far East, July 16th, 1870*.

²¹ 『和歌山県史近現代』(一九八九)一八二―一八八頁。

²² カール・ケッペン、石川光庸訳「和歌山藩軍事教官カール・ケッペン回想録」六十八―五十四、五十五頁。
²³ 和歌山県立博物館所蔵の絵巻「紀伊徳川様式演武之図」には、ブローゼン式の軍事訓練の様子が描かれており、そこに数名のリッパ手(騎兵リッパ手と歩兵リッパ手)が確認できる。また、昭和十三年に当時従卒だった後藤吉之丞は「この時代の兵の教練にはリッパ地方を用いて、太鼓は使ひませんでした。」と談話を残している(重久篤太郎「お雇いの外国人④地方文化」一七八頁)。

²⁴ マーガレット・メーブル編、石川光庸訳「紀州藩におけるケッペンの働きを見た人々の証言」四十四頁。原文は八七年七月十日の *Preussische National-Zeitung* に掲載。執筆したのは、和歌山藩兵の視察をしたプロハン士官(一八七四年四月プロハン士官の軍艦クルタ号)と和歌山を視察した、マーガレット・メーブルは、この執筆者が「軍人や専ら専門家のその日撃者の報告は価値の高くものとされ」と述べている。ブーカール・メーブル「和歌山藩におけるケッペン」外国カール・ケッペン(八六九―八七二)―ドイツ側の史料を中心に「三三頁。

²⁵ 石川光庸訳「紀州藩におけるケッペンの働きを見た人々の証言」四十九頁。原文は一八七年七月十七日の *Kölnische Zeitung* に掲載された。執筆者は *Preussische National-Zeitung* に報告をした薩摩十回人物。

²⁶ 明治十年五月三十日の陸軍省の文書は、「普式喇叭之義過般及御照會置候通和歌山県下」に於て製造為致しとあり、和歌山県では明治十年の時点をプロハンゼン式のリッパが製造されつつあったのだが、これが事実なら、ケッペンの製造技術が継承されていたのかも知れない(JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C09082020000。往復書翰 第一次壮兵衛驀 4 明治0年4月の日〜10年の日(防衛省防衛研究所))。

²⁷ 国立公文書館アジア歴史資料センター https://www.jacar.go.jp/
²⁸ 当該データは「喇叭(リッパ)」を検索すると、明治元年以降の約八十年間で約五三〇〇件のデータがヒットする。そのうち、明治九年までのデータは約四〇〇件で、そこからリッパ(楽器)自体に関するデータは抽出した。

²⁹ JACAR : C09090143900。公文類纂 明治3年 巻12 本省公文 器械部 物品部 (防衛省防衛研究所)

³⁰ JACAR : C09090143900。公文類纂 明治3年 巻12 本省公文 器械部 物品部 (防衛省防衛研究所)

³¹ JACAR : C09090439400。公文類纂 明治4年 巻31 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

³² JACAR : C09090439500。公文類纂 明治4年 巻31 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

³³ 国立公文書館デジタルアーカイブ「公文録 明治二年 第百二十三巻 二〇二六月〜辛未七月、神戸藩何」https://www.digital.archives.go.jp/das/meta/M2006024281452878632
³⁴ 似たような文書「鶴舞藩(上総国)の藩士二十名、リッパ手の藤田喜代次と篠原竹次郎が「此度佛式練兵並喇叭為修行第二大隊へ通じ稽古」をした文書(明治四年二月三日)などがある(国立公文書館デジタルアーカイブ「公文録 明治二年 第百四十巻 二〇二六月〜辛未七月、鶴舞藩何」)。

³⁵ たまたま、【9】は「海軍省公文備考」に記されており、海軍省の用紙に記されているため、例外的に海軍で用いられたのかも知れない(あるいは、何かの手違いで兵部省時代の陸軍の書類が、海軍に紛れ、後に海軍省の用紙に写されたか)。

³⁶ JACAR : C09090469100。公文類纂 明治4年 巻32 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

³⁷ JACAR : C09090561500。公文類纂 明治4年 巻37 本省公文 学術部 (防衛省防衛研究所)

³⁸ JACAR : C09090561700。公文類纂 明治4年 巻37 本省公文 学術部 (防衛省防衛研究所)

³⁹ JACAR : C09090446000。公文類纂 明治4年 巻31 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

⁴⁰ JACAR : C09090442100。公文類纂 明治4年 巻31 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

⁴¹ JACAR : C09090617000。公文類纂 明治4年 巻40 本省公文 図書部2 (防衛省防衛研究所)

⁴² JACAR : C09090341000。公文類纂 明治4年 巻19 本省公文 理財部3 (防衛省防衛研究所)

⁴³ 後に火薬を扱った免許證「銃砲弾薬売買免許商人」であったが(JACAR : C09120372600。明治10年11月 諸省14 (防衛省防衛研究所))、明治15年に「口くはなつて」(JACAR : C09120934500。明治15年5月5日至8月 諸省院(防衛省防衛研究所))。

⁴⁴ JACAR : C09090446300。公文類纂 明治4年 巻31 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

⁴⁵ JACAR : C09090446100。公文類纂 明治4年 巻31 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

⁴⁶ JACAR : C09090446200。公文類纂 明治4年 巻31 本省公文 器械部 (防衛省防衛研究所)

⁴⁷ JACAR : C09110965300。公文類纂 明治5年 巻37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

⁴⁸ JACAR : C09110964800。公文類纂 明治5年 巻37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

⁴⁹ エントンは、明治四年六月にイギリス陸軍を除隊となり、同年八月十七日に兵部省雇水兵本部楽隊教師として雇用された。秋山紀夫「ジョン・ウィリアム・フエンツォンを追って」一八八頁。
⁵⁰ JACAR : C09110964900。公文類纂 明治5年 巻37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

⁵¹ JACAR : C09110965100。公文類纂 明治5年 巻37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

五二 JACAR : C09110965200' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

五三 JACAR : C09110966100' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

五四 海軍関係の文書に登場する笛の類は、明治五年に限っても、「大笛」「英式小笛」のほかにも、前述の富五郎の「ロケット」や、後述する【24】の「小笛」、【25】の「横笛」、あろこの「吹笛」「ロケット」(JACAR : C09110968700)'「笛×キコ」(JACAR : C09110969300) があつて、それぞれがどのくらいの笛を指しているのかわかりませんが、慎重に検討する必要があつたと思われるので、以下にその類も挙げておきたい。ただ「笛×キコ」は「ロケット」のみで間違ひがない。

五五 横浜を離れてシシガポルルに向かつたイギリス陸軍歩兵第十連隊第大隊にかつて、一八七一年八月から一八七五年まで駐屯していたイギリス海軍海兵隊(海兵隊軽歩兵)(塚原康子『十九世紀の日本における西洋音楽の受容』一八五～一八六頁、中武香奈美「幕末維新期の横浜英公駐屯軍の実態とその影響―イギリス軍を中心に―」)。

五六 JACAR : C09110965700' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

五七 「キヤンパン」か。

五八 旧暦の明治五年三月二十四日。

五九 兵部省の武庫司から独立して海軍省内に設けられた(おそろく明治五年四月頃)。明治五年十月十三日に廃され、海軍武庫司に、明治八年に海軍省兵器局になる。

六〇 JACAR : C09110967700' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

六一 JACAR : C09110968200' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

六二 JACAR : C09110969100' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

六三 JACAR : C09110968800' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛研究所)

六四 明治五年の当時、海軍の軍楽隊が陸軍に比べて歩リードしていたことも起因するかもしれないが、筆者の印象では、アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブに現存する資料の量的・質的な偏りも考えられる。

六五 JACAR : C04025190100' 明治5年「大日記 壬申3月 省中」の部 辛 (防衛省防衛研究所)

六六 湯浅利和、長州藩出身の陸軍中佐。明治四年十一月より武庫正。陸軍幹部と御用商人山城屋和助との癒着による汚職事件(山城屋事件)で責任を問われ、明治八年に陸軍裁判で武官免職、位記剥奪の判決をとり、責辞職した(おそろく)。山県有朋の政治生命を救ったといわれている。建築家の片山東熊の美作(『日本の建築』様式の礎』四二頁)。

六七 JACAR : C04025275900' 明治5年「大日記 壬申5月 省中」の部 辛 (防衛省防衛研究所)

六八 JACAR : C04025276000' 明治5年「大日記 壬申5月 省中」の部 辛 (防衛省防衛研究所)

六九 JACAR : C04025350800' 明治5年「大日記 壬申10月 省中」の部 辛 (防衛省防衛研究所)

七〇 JACAR : C04025361100' 明治5年「大日記 壬申10月 省中」の部 辛 (防衛省防衛研究所)

七一 この「砲兵喇叭」は本あたりの値段が画二分で、理由はわからないが、これほどの国産の喇叭はなかなかあつた。

七二 JACAR : C09110969400' 公文類纂 明治5年 卷37 本省公文 物品部 (防衛省防衛

研究所)

七三 JACAR : C04025590600' 「大日記 諸寮司何届并諸達 3月 陸軍第一局」(防衛省防衛研究所)

七四 JACAR : C04025890700' 「大日記 諸寮司何届并諸達 3月 陸軍第一局」(防衛省防衛研究所)

七五 間宮信行、幕末は講武所で学び、幕府陸軍の砲兵頭を、維新後は沼津兵学校で三等教授方をこころめ、沼津兵学校の兵部省への移管とともに明治政府に出仕。砲兵局分課・造兵司出動・第三回課長・砲兵本廠副提理・砲兵会議議員・参謀局第七課長・参謀本部海防局員などを歴任し、陸軍砲兵中佐となり、明治十四年に退役。

七六 JACAR : C04025510600' おそろくC04025910700' 明治5年「大日記 官省使府県送達10月 陸軍第二局」(防衛省防衛研究所)

七七 宮本警報器と勝之助については、奥中康人「和洋折衷音楽史」を参照。

七八 宮本警報器株式会社ウエブサイト「宮本ヒストリア」(http://miyamoto-horn.jp/miyamoto_historia/index.html) (二〇九年十月五日閲覧)

七九 明治三年三月に兵部省造兵司が管轄へ移す。

八〇 宮本庫治『ラッパ百年』二二頁。

八一 明治大正期楽器商リスト」(<http://charlie-zhang.music.cococan.jp/MOONH/GAKU.html>) (二〇九年十月十八日閲覧)

八二 『明治十年内国勸業博覧会出品目録』4 (一八七七)

八三 宮本庫治『ラッパ百年』二二頁。

八四 宮本庫治『ラッパ百年』二二頁。

八五 江川仙太郎の履歴、および江川楽器製作所の創設年代については、文献により異なり、諸説ある。

八六 『朝日新聞』(大阪 明治十七年十一月二十七日)。

八七 佐藤香津樹「喇叭太平記 第10回 上野管楽器(二)」一四〇～一四四頁。

八八 杉本武三郎「江名管楽器のこと」二三四頁。

八九 杉本武三郎「江名管楽器のこと」二三四頁。上野管楽器は、上野為吉のおと、上野亀吉(八九九～九六〇)、上野都喜雄(九三三～二〇〇五)の三代にわたって引き継がれた(佐藤香津樹「喇叭太平記 第一回 上野管楽器」)。

Production of Western Brass Instruments in the Early Meiji Era: Focusing on Analysis of the Documents of Japan Center for Asian Historical Records, National Archives of Japan

OKUNAKA Yasuto

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

The purpose of this study is to clarify the beginning of production of Western brass instruments made in Japan in the early Meiji period. Rikuro Hiyama has argued that the bugle was first manufactured at Osaka in October 1884, based on the article written in newspaper, *Iroha Shinbun*. However, when analyzing the historical materials of the Army or Navy at that time through the digital archive system of the National Archives of Japan, which was developed in recent years, it was found that production of musical instruments such as bugles in English style and French style started in 1871 or 1872 at the latest.